

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年9月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100514号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100098号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第2欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年8月25日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日
⑤ 平成19年12月28日
⑥ 平成20年7月31日
⑦ 平成20年12月26日
⑧ 平成21年7月31日
⑨ 平成22年12月29日

A社から請求期間①から⑨までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①から⑨までに係る年間賃金台帳(項目別)、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与明細書の写し並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までに係る標準賞与額につい

ては、上記年間賃金台帳（項目別）、賞与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑨までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額
① 平成17年12月29日	10万円
② 平成18年8月25日	15万円
③ 平成18年12月25日	20万円
④ 平成19年7月31日	40万円
⑤ 平成19年12月28日	35万円
⑥ 平成20年7月31日	35万円
⑦ 平成20年12月26日	35万円
⑧ 平成21年7月31日	35万円
⑨ 平成22年12月29日	40万円